

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年7月31日

広島市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				安佐北区白木町井原地区	無	R6～R10	戸石地区農地・水保全会
○				安佐北区白木町三田地区	無	R6～R10	下三田地区農地・水保全会
○				佐伯区湯来町上重光地区	無	R6～R10	上重光地域資源保全会